

第1章．平川市住生活基本計画の目的と位置づけ

1 - 1 計画の背景と目的

わが国の住宅政策は戦後、公営住宅、住宅金融公庫、公団住宅による住宅建設が進められ、昭和41年から、「住宅建設計画法」による住宅建設五箇年計画として時代の政策ニーズに対応し、推進されてきました。

当初は住宅の絶対量の不足解消が課題でしたが、昭和50年代には量から質へと課題は変化し、近年では良質な住宅ストックと居住環境の形成などがテーマとなっています。

少子高齢化や家族形態の多様化などといった社会情勢の変化を踏まえ、平成18年6月に、「良質な住宅の供給、良好な居住環境の形成、民間活力や既存ストックの活用と消費者利益保護、住宅の確保に特に配慮を要する者の居住安定の確保」を基本理念とする『住生活基本法』が制定され、住宅政策において、住まいを中心とした居住環境を含む住生活全般の質の向上を図るという方針が明確になりました。

それに伴い、住生活基本法に掲げられた基本理念や基本的施策を具現化し、推進するため「住生活基本計画（全国計画）」及び全国計画に即した「青森県住生活基本計画」が策定され、住生活の安定の確保及び向上の推進を図るための基本方針、目標及び具体的な施策が示されました。

本市においても、少子高齢化や居住ニーズの多様化といった住生活に関する課題の複雑化と住宅行政に関わる制度の変化を踏まえ、本市の地域特性を生かした、市民1人ひとりが安全・安心な住生活を実現するための総合的な住宅施策の方針を定めることを目的として、本計画を策定することとします。

1 - 2 計画の位置づけ

この計画は、本市の総合計画である「平川市長期総合プラン」を上位計画とし、国及び青森県が策定した住生活基本計画に即した形で、他の関連計画等との整合性を図りながら、本市の住宅政策を総合的に推進するための基本計画として位置づけます。

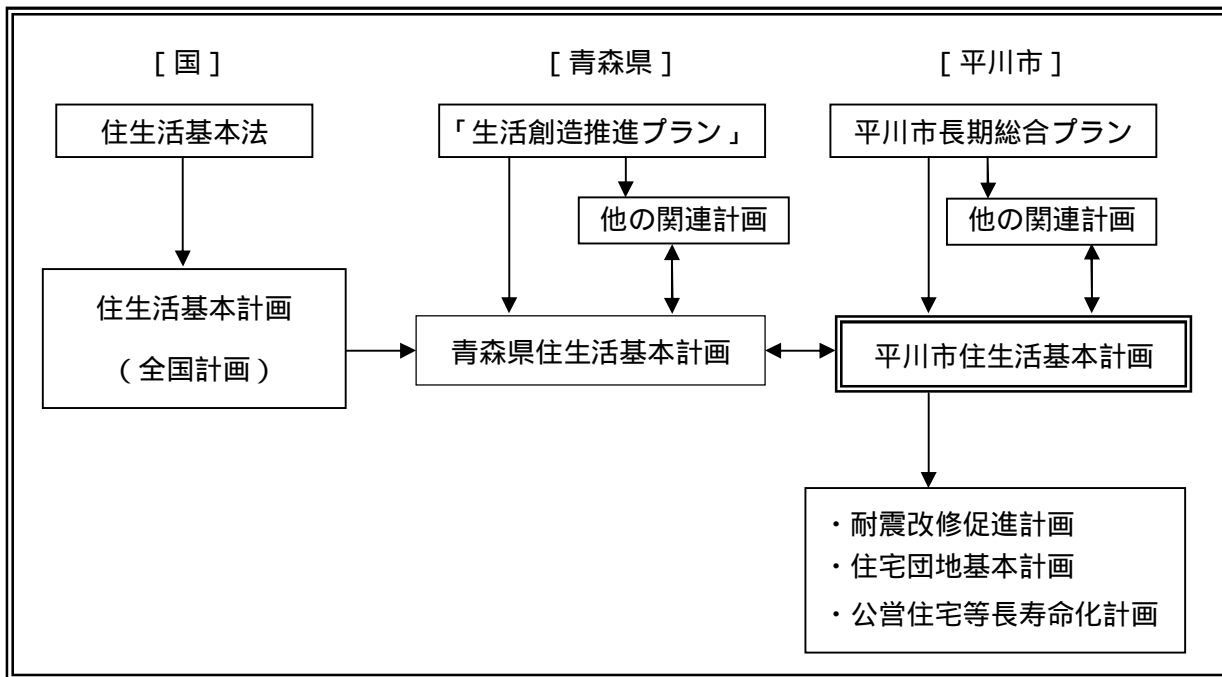


図 1-1 平川市住生活基本計画の位置づけ

1 - 3 計画期間

本計画は平成 21 年を基準年次とし、平成 22 年度(2010 年)から平成 31 年度(2019 年)までの 10 年間を計画期間とします。なお、今後の社会経済状況の変化及び施策効果に対する評価を踏まえて、おおむね 5 年後に見直しを行います。